

令和5年度第3回 新庄市営住宅入居募集要領

1. 申込み資格（以下の5要件すべてを満たす方）

- ①現在住居に困窮していること
- ②収入基準に適合すること
- ③市町村税の滞納がないこと
- ④申込み者及び同居親族が暴力団員でないこと
- ⑤60歳未満の場合は同居親族がいること（3カ月以内に同居予定の婚約者は同居親族とみなす）

≪給与所得者が1人で同居親族の収入が無い場合の例≫ 源泉徴収票の「支払金額」欄に記載されている額

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
3,512,000円未満	3,996,000円未満	4,472,000円未満	4,948,000円未満	5,424,000円未満

2. 募集住宅（変更する場合があります。）

①通年募集

No.	住 宅 名	間 取 り	築年	家賃（円）	浴槽・風呂釜
1	北新町団地 242 号室（2 号棟 4 階）	6 畳(和) 6 畳(洋) 4.5 畳(和)	S53	13,700～20,400	有
2	玉の木団地 543 号室（5 号棟 4 階）	6 畳(和) 8 畳(洋) 4.5 畳(洋)	S56	14,900～22,300	有

②定期募集

No.	住 宅 名	間 取 り	築年	家賃（円）	浴槽・風呂釜
3	小桧室団地 313 号室（3 号棟 1 階）	6 畳(洋) 8 畳(和)	H5	19,700～29,400	有
4	東山団地 133 号室（1 号棟 3 階）	6 畳(洋) 6 畳(和) 4.5 畳(和)	S58	15,700～23,400	有
5	東山団地 143 号室（1 号棟 4 階）				
6	東山団地 146 号室（1 号棟 4 階）				
7	東山団地 215 号室（2 号棟 1 階）				
8	東山団地 253 号室（2 号棟 5 階）			14,900～22,100	

3. 入居可能日 令和5年11月20日（月）以降の予定

4. 入居申込み

(1) 受付期間 ① 通年募集 No.1～No.2 北新町団地、玉の木団地（先着順で受け付けします）
令和6年3月29日（金）まで（土日祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

② 定期募集 No.3～No.8 小桧室団地、東山団地

令和5年9月25日（月）～令和5年9月29日（金）

受付時間 午前9時から午後5時まで（29日は午後7時まで）

(2) 受付場所 新庄市都市整備課 建築住宅室（市役所第二庁舎2階）

(3) 提出書類

①入居申込書（都市整備課にあります）

②前年の収入がわかるもの（児童生徒を除く入居者全員分が必要です）

- 1) 給与収入のある方 : 令和4年分の源泉徴収票（勤務先で発行）
- 2) 年金を受給している方 : 令和4年分の公的年金源泉徴収票（年金事務所で発行）
- 3) 退職された方 : 雇用（失業）保険の離職票
- 4) 最近就業された方 : 給与証明書（都市整備課が定める様式で、勤務先より証明してもらう）

③その他都市整備課から提出を求められた書類

- (4) 現在のお住まいの状況等について聞き取りしますので、原則として入居を希望する本人が都市整備課にお越しの上でお申込み下さい。またその際、認印（浸透印でないもの）をご持参下さい。
- (5) 申込後に申込みを取り下げの場合や、申込み住宅を変更する場合は、速やかに都市整備課建築住宅室へご連絡下さい。

5. 内覧会

令和5年9月27日（水）午前11時から午後3時まで募集住宅を内覧できます。（予約・申込不要）

※この時間帯以外の内覧はできません。希望される住宅はこの時間内に内覧をお願いいたします。

6. 優先入居

書類審査の結果により、選考会での抽選をしないで優先的に入居を決定することがあります。その場合、当該住宅に応募されていた優先入居者以外の方にはその旨を通知します。

- (1) 優先入居決定日 令和5年10月4日（水）
- (2) 優先入居可能日 令和5年10月13日（金）

7. 入居者選考会

日 時	令和5年10月4日（水） 午前10時
会 場	市役所第二庁舎 2階会議室

- (1) 入居希望が重複した住宅は、この選考会で抽選により入居予定者を選考します。
- (2) 事前の連絡無く選考会に欠席、遅刻した場合は、入居申込みを取り下げたものとみなします。

8. 入居者選考会後の提出書類

- (1) 選考会で入居予定者として選考された後、下記の書類を提出し最終審査を経た後、正式に入居を決定します。（提出〆切予定日 令和5年10月13日（金））

- ①住民票の写し（入居予定者全員分）
- ②令和4年分所得証明書（令和5年1月1日現在の住所地の市町村役場で発行）
- ③令和4年度分納税証明書（令和4年1月1日現在の住所地の市町村役場で発行）
- ④その他、都市整備課から提出を求められた書類

※②、③について、収入が無い方でも収入が無いことを証明するため、納税すべき税金が無い方はその旨を証明するため、入居予定者全員分の提出が必要です。（児童生徒を除く）

- (2) 申込み時の聞き取り内容が虚偽と判明した場合は、申込みを無効とし入居を取り消します。

9. 入居時の注意事項

- (1) 敷金は家賃の3ヶ月分です。入居前に納付していただき、その際に鍵をお渡し（貸与）します。

(2) 次の要件を全て満たす連帯保証人が1名必要です。選任できない場合は入居を取り消します。

要件：①入居者と同程度以上の収入があること

②市町村税の滞納がないこと

③未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。

④市営住宅の入居者でないこと

⑤県内に在住し、入居者に事故や家賃滞納等があった場合、市の要請に速やかに協力できること。山形県外に居住する者である場合は、入居者の3親等以内の親族であること。

(3) 団地の駐車場は、1世帯につき1台のみ有料で借りることができます。自動車を複数台所有している場合は2台目以降の駐車場は各自の責任で確保し、道路や団地構内に駐車することの無いようにして下さい。

(4) 犬や猫などのペットの飼育は厳禁です。

(5) 市の条例や規則、各団地の規則を遵守して下さい。

(6) 退去時は入居期間の長短にかかわらず、修繕費（畳の表替え費用の半額、襖の張替え費用、居室部分の壁の塗替えまたはクロスの張替え費用、居室部分のクリーニング費用）が発生します。

お問い合わせ先 新庄市都市整備課 建築住宅室 電話 0233-29-5821（直通）